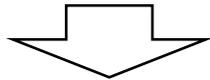


借上型仮設住宅 対象者の拡充について

平成30年7月23日

借上型仮設住宅の提供の対象者が拡充されました。

(旧) 住宅が「全壊」した方。



(新) 住宅が「全壊」及び「半壊（大規模半壊を含む。）」した方。
ただし、半壊（大規模半壊を含む。）については、流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができない方。

※半壊（大規模半壊を含む。）の方は、申込み時に、住宅としての再利用できない旨の書類（別紙参照）の提出が必要になります。

※注意事項

- 入居（契約）してから、ほかの応急仮設住宅（借上型、建設型）、市営住宅等の空き住戸などに住替えることはできません。
- 応急修理制度との併用はできません。

問い合わせ先：倉敷市住宅課 電話086-426-3531

被災した住宅に関する申告書

岡山県知事 殿

<申告者>

住所

氏名（自署）

※みなし仮設住宅の入居申込者と同じ方にしてください。

平成30年7月豪雨の災害時に私が住んでいた住宅については、当該災害により下記のとおり被害を受け、住宅としての再利用ができません。

記

| | |
|----------------------------------|--|
| ① 住宅の所在地 | |
| ② 住宅の被害の状況 | いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他上記に準ずる特別の事情があるもの |
| ③ 住宅としての再利用ができない理由 ^{注)} | |

注) 「大規模半壊」又は「半壊」した方については、流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない理由を詳しく記載してください。また、「その他上記に準ずる特別の事情がある」場合は、再利用できないことがわかり災状況、例えば1階部分が全壊したアパートの取り壊しに伴い、家主から立ち退きを求められている等、詳しく記載してください。

(重要事項)

- 平成30年7月豪雨により住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した方については、流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できないことが、岡山県が提供する、みなし仮設住宅（応急仮設住宅：民間賃貸住宅借上げ）への入居条件となります。
- 申告内容と異なる事実が判明した場合は、入居契約を解除し、県が負担した家賃等を返還していただきます。